

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1233	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)	平成25年度目途に検討・結論	<p>〔第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)〕 民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現に向けて、愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ、同県と速やかに協議し、平成25年5月を目途に結論を得る。</p> <p>〔第23次提案等に対する対応方針(平成25年10月11日)〕 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、愛知県において行う事業実施に向けた検討を踏まえ、道路整備特別措置法の特例を設けることなどについて具体的な検討を進める。</p>	特区で対応	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。	国土交通省
1232	小学校における児童用階段の基準の合理化	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第23条	平成25年度早期に結論	<p>〔第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)〕 小学校における児童用階段の基準の合理化について、必要な安全性確保方策等に関して平成24年度より検討を開始し、平成25年度早期に結論を得るとともに、結論を得た後、速やかに措置を講じる。</p>	検討中	小学校における児童用階段の基準の合理化については、平成24年度の外部有識者等からなる検討会の議論の結果を踏まえて、引き続き検討を進めているところ。平成26年度早期に結論を得るとともに、速やかに措置を講じる。	国土交通省